

## データストア NAS プラン約款

### 第1章 総則

#### 第1条 (約款の適用)

1. このデータストア NAS プラン約款 (以下、「本約款」といいます) は、さくらインターネット株式会社 (以下、「当社」といいます) が別途定める基本約款 (以下、「基本約款」といいます) に基づき定められ、当社が提供する基本サービスとしての「データストア NAS プラン」およびそのオプションサービス (以下、本約款において、併せて「本サービス」といいます) に適用されるサービス別約款であり、本約款の第1章が基本約款第1条第1項に定めるサービス基本約款、第2章が同条項に定めるオプション約款を構成します。
2. 本サービスの利用者は、本サービスの利用にあたり、本約款、基本約款および利用中対象サービス (第4条第2項に定義されます) のサービス別約款を遵守しなければなりません。基本約款は、本約款とともに本サービスに適用されます。

#### 第2条 (本サービスの内容)

1. 「データストア NAS プラン」とは、当社が指定する当社の他のサービス (以下、「対象サービス」といいます) のローカル回線を用いて、対象サービスの利用者に対し、対象サービスと接続する外部記憶領域を提供するサービスです (以下、本約款において「本基本サービス」といいます)。
2. 本サービスの内容の詳細は、当社ホームページ上の本サービスの説明を行うウェブページ (以下、「本サービスページ」といいます) または当社が別途提供するサービス仕様書 (以下、「本サービス仕様書」といいます) において定めるとおりとします。

#### 第3条 (利用申込)

1. 本サービスは対象サービスの利用者のみが申し込むことができるものです。当社は、対象サービスを利用していない申込者からの本サービスの利用申込を承諾しないものとし、この場合基本約款第6条第2項を準用するものとし、
2. 対象サービスは本サービスページまたは本サービス仕様書において定めるものとします。

#### 第4条 (利用契約上の地位等の譲渡等)

1. 基本約款第10条第1項の定めにかかわらず、利用者は、いかなる場合においても、本サービスに係る利用契約上の地位もしくは権利の全部または一部を第三者に譲渡し、担保として提供等し、または当該利用契約上の地位もしくは義務の全部もしくは一部を第三者に引き受けさせること (以下、「譲渡等」といいます) はできないものとします。

2. 利用者が、基本約款第10条およびその利用している対象サービス（以下、「利用中対象サービス」といいます）のサービス別約款に基づき、当該利用中対象サービスの利用契約上の地位または権利の全部または一部を第三者に譲渡等した場合、本サービスに係る利用契約は原則として当該譲渡等と同時に終了するものとします。

#### 第5条（利用料金）

1. 基本約款第11条第2項の定めにかかわらず、本サービスの利用料金は、以下のとおり構成されるものとします。
  - i. 定期払い  
継続して提供される本サービスにつき、月ごとに一定の利用料金が発生する支払形態をいい、以下の内訳で構成されます。  
初期費用：本基本サービス実施の準備（設定等）の対価。  
定額利用料（毎月払い）：月額利用料金。
2. 基本約款第11条第3項の定めにかかわらず、本サービスの利用料金額または料金額は、別途本サービスページまたは本サービス仕様書において当社が定める料金表に基づき算出するものとします。

#### 第6条（利用料金の支払）

1. 基本約款第12条第2項ただし書きの定めにかかわらず、利用者は、本サービスの月額利用料金額が10万円以上であっても、クレジットカード払いを選択することができるものとします。
2. 本サービスの利用料金の支払方法の詳細は、本サービスページまたは本サービス仕様書において定めるものとします。

#### 第7条（最低利用期間）

1. 基本約款第15条第1項の定めにかかわらず、本基本サービスの最低利用期間は、利用開始日から12ヶ月が経過する日の属する月の末日までとします。
2. 基本約款第15条第2項の定めにかかわらず、オプションサービスの最低利用期間は、当該オプションサービスの利用開始日から12ヶ月が経過する日の属する月の末日までとします。
3. 本基本サービスの初期費用は、基本約款第15条第3項の最低利用期間終了日までの料金相当額算定の対象に含まれます。

#### 第8条（本サービスおよび情報等の維持、管理等）

1. 利用者は、本サービス用設備の故障その他の理由により、当該利用者が本サービス用設備に格納した情報およびデータが消失することがあり得ることをあらかじめ承諾するものとします。

2. 利用者は、本サービスを利用して受信し、または送信する情報およびデータについては、本サービス用設備の故障その他理由による消失に備え、バックアップを取っておく等、必要な措置をとるものとします。
3. 当社は、本サービス用設備に格納された情報およびデータの復旧を行わないものとします。
4. 利用者は、本サービスの利用にあたり、本サービスまたは当社が提供する他のサービスを利用する第三者の利用態様による影響（本サービス用システムのレスポンス低下などを含みますが、これに限られません）を受けることがあることをあらかじめ承諾するものとします。
5. 利用者は、利用中対象サービスにおける利用者自身の行為（さくらの専用サーバサービスにおけるローカルスイッチの削除を含みますが、これに限られません）により、本サービスにアクセスできなくなる場合があることをあらかじめ承諾するものとします。また、利用中対象サービスにおける利用者自身の行為に起因して、利用者が本サービスにアクセスできない場合、当社は、当該アクセス不能期間に対応する本サービスまたは利用中対象サービスにつき利用料金の減額その他一切の責任を負いません。
6. 前五項のほか、本サービスの利用者は、情報およびデータの維持、管理等に関し、基本約款第18条および第32条の規定をあらかじめ確認し理解し同意するものとします。

#### 第9条（利用中対象サービスに係る利用契約との関係）

1. 利用中対象サービスに係る利用契約の全部が理由のいかんを問わず終了した場合、本サービスに係る利用契約は同時に終了するものとします。なお、この場合は基本約款第15条第3項を準用します。
2. 利用中対象サービスの提供が理由のいかんを問わず一時停止または中止した場合、本サービスの提供も一時停止または中止するものとします。
3. 当社は、前二項に基づく本サービスに係る利用契約の終了または本サービスの一時停止もしくは中止により各利用者が被った損害について、賠償する責任を負いません。ただし、基本約款第32条第2項ただし書きに該当する場合は、同項に従うものとします。

## 第2章 オプションサービス規定

### 第1節 オプション追加容量（以下、本節において「本オプションサービス」といいます）

#### 第10条（利用申込）

1. 本オプションサービスは別途当社が定める容量単位で申込みができるものとします。
2. 本オプションサービスの申込み方法、申込容量の単位および上限（1契約あたりの容量の上限）は、別途本サービスページまたは本サービス仕様書において当社が定めるものとします。

#### 第11条（解約等）

1. 本オプションサービスに係る利用契約は、本基本サービスから独立して全部または一部の解約をすることはできないものとします。
2. 本基本サービスに係る利用契約が理由のいかんを問わず終了した場合、本オプションサービスに係る利用契約も終了するものとします。

#### 附 則

##### 第1条（適用開始）

この約款は、平成29年2月24日に制定され、同日より適用されます。